

香南市住宅用太陽光発電設備等導入推進事業費補助金の概要

令和8年度用

補助対象者

- (1) 実績報告をする日において、住民基本台帳法に基づく本市の住民基本台帳に記載されている者。
- (2) 自らが居住している市内の住宅（店舗、事務所等併用住宅を含む。以下同じ。）又は市内に居住を予定し、新築し、又は改築する住宅等に発電設備等を設置する個人であること。
- (3) 電力事業者と電灯契約を締結していること。
- (4) 市税（国保税を含む。）及び県税を滞納していないこと。
- (5) 補助事業完了後1月以内、又は当該年度に属する1月31日のいずれか早い日までに、香南市住宅用太陽光発電設備等導入推進事業費補助金実績報告書（様式第5号）を提出できる者。
- (6) 補助金の申請年度内に、電力会社との太陽光発電の余剰電力の受給を開始すること。

補助対象設備

(1) 住宅用太陽光発電設備 ※次に掲げるすべての要件

- ア 住宅用太陽光発電設備に併せて、住宅用蓄電池設備又はV2H充放電設備を導入するもの。ただし、住宅用蓄電池設備又はV2H充放電設備を既に導入しており、住宅用太陽光発電設備のみを導入する場合は、補助の対象とすることができる。
- イ 住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆潮流有りで連係し、かつ、太陽電池の最大出力の合計値が10キロワット未満のもの
- ウ 太陽電池モジュールについては、一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているもの又はそれに相当する認証を受けているもの
- エ 性能の保証、設置後のサポート等が、メーカー等によって確保されているもの
- オ 新設する未使用品であるもの（中古品を除く。）
- カ 補助金の交付決定日以降に工事契約するもの
- キ その他設置に関して法令等に適合しているもの

(2) 住宅用蓄電池設備 ※次に掲げる全ての要件

- ア 住宅用太陽光発電設備により発電する電力を充放電し、蓄電池及び電力変換装置（インバータ、コンバータ等をいう。）で構成される一体の装置であり、住居部分に電力を供給するために設置されるもの
- イ JIS規格若しくは一般社団法人電池工業会規格に準拠しているもの又は第三者認証機関により認証されたもので、蓄電容量の合計が1キロワットアワー以上の定置用であるもの
- ウ 新設する未使用品であるもの（中古品を除く）
- エ 補助金の交付決定日以降に工事契約するもの
- オ その他設置に関して法令等に適合しているもの

(3) V2H充放電設備 ※次に掲げる全ての要件

- ア 電気自動車又はプラグインハイブリッド車（以下これらを「電気自動車等」という。）からの電力の取り出し及び電気自動車等への充電を行う装置で、電気自動車等と住宅等が電力を相互に供給する設備であること
- イ 一般社団法人次世代自動車振興センターが行うV2H充放電設備補助金の補助対象設備であること
- ウ 新設する未使用品であるもの（中古品を除く。）
- エ 補助金の交付決定日以降に工事契約するもの
- オ その他設置に関して法令等に関して法令等に適合しているもの

補助金額

補助対象設備	補助金額
住宅用太陽光発電設備	住宅用発電設備の設置費から、国その他の補助金等の収入額を控除した金額と、住宅用太陽光発電設備を構成する太陽電池モジュールの JIS などに基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値を比較して、小さい方の合計値（単位はkwとし、小数点对3位以下の数値を切り捨てる。）に4万円を乗じて得た金額（上限20万円）を比較し、いずれか低い方の金額とする。
住宅用蓄電池設備	住宅用蓄電池設備の設置費から、国その他の補助金等の収入額を控除した金額と、住宅用蓄電池設備の設備容量（単位はkwとし、少数点第3位以下の数値を切り捨てる。）に4万円を乗じた金額（上限40万円）を比較し、いずれか低い方の金額とする。
V2H充放電設備	次のいずれか低い方の額とし、上限を1件当たり30万円とする。 （1）一般社団法人次世代自動車振興センターが行うV2H充放電設備補助金における銘柄ごとの補助金交付上限額（補助率1/2とする。）に0.4を乗じた金額 （2）V2H充放電設備補助金の購入費（本体価格とその付属品価格のみでオプション品は含まない。消費税及び地方消費税を除く。）に0.2を乗じた金額

備考

- 1 補助金額は、補助対象者が設置する住宅用太陽光発電設備、住宅用蓄電池設備及びV2H充放電設備の設置に対する補助金額の合計額とし、補助対象設備ごとに1,000円未満の端数を切り捨てる。
- 2 住宅用蓄電池設備及びV2H充放電設備については、補助対象者ごとにどちらか一方のみ利用できるものとする。

申請手続き

受付期間は令和8年5月1日（金）から5月13日（水）

※受付は土日祝日除く。郵送分は5月12日（火）必着。

令和8年度予算は1200万円。

※予算枠を超える場合は5月15日（金）に公開抽選を行い決定。

予算枠に満たない場合は受付期間を延長し、以降は先着順。

申請時の提出書類

補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えること。

- (1) 経費の内訳が明記されている見積書の写し
- (2) 発電設備等を設置しようとする住宅等の位置図
- (3) 工事着工前の現況写真
- (4) 自己所有でない住宅に居住する者が、当該住宅等に発電設備等を設置する場合は、当該住宅等の所有者の承諾書
- (5) 住宅用太陽光発電設備においては、モジュール配置図の写し
- (6) 住宅用蓄電設備及びV2H充放電設備においては、仕様書の写し
- (7) 市税の納付状況及び住民記録を市で確認するための同意書
- (8) 県税を滞納していないことが分かる書類
- (9) 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書
- (10) 太陽光発電設備のみ、または、蓄電池設備のみを設置する場合は、対となる設備（太陽光発電設備の場合は蓄電池設備、蓄電池設備の場合は太陽光発電設備）が既に導入されていることが確認できる資料

注意事項

- ・ 工事は、市の交付決定（5月18日（月）予定）以降とすること
- ・ 令和9年1月末までに工事及び支払いを完了し実績報告書を提出すること
（原則、電力会社との太陽光発電の余剰電力の受給契約を締結すること）
- ・ 市の交付決定後に、申請人が暴力団関係者であることが判明した場合、交付決定を取消します。
- ・ 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、補助事業の完了後5年間保管すること
- ・ 補助事業により取得した財産は、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従った、その効率的な運用を図ること
- ・ 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に市長の承認を受けなければならないこと

受付先・問い合わせ先

香南市環境対策課 〒781-5292 香南市野市町西野 2706 （電話）0887-57-8508